

令和2年4月16日

ふたばこども園2、3号認定児 保護者 様

東近江市こども未来部長

新型コロナウイルス感染拡大防止のため登園自粛期間の延長について

平素は、本市保育行政各般にわたり御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため登園自粛となり御迷惑をおかけしておりますが、日々感染者が増加していることから、認定こども園（2、3号認定児）につきましては、自粛期間を延長し引き続き保育をします。施設では感染防止に努めておりますが、幼児施設での感染を防ぐことは容易ではないことを御理解いただき、感染拡大防止について、保護者の皆様の御協力をよろしくお願ひします。

なお、登園自粛に伴う4月分の給食費及び保育料については下記のとおりとさせていただきます。

記

- 1 登園自粛の延長期間は、**令和2年4月21日（火）**から**令和2年5月6日（水）**までです。
- 2 4月分の給食費について
3、4、5歳児…4月27日（月）に5,500円（副食費徴収免除の人は1,000円）を口座から引き落とす予定でしたが、副食代としての4,500円を引き落としさせていただきました。5月には主食代1,000円を4月分と合わせて引き落としさせていただきます。
なお、喫食日数に応じて下記のとおりとし、減額が生じた場合は6月以降に調整します。
4月の喫食日数が9日以上の場合 5,500円
4月の喫食日数が8日以下の場合 3,000円
※5月以降の給食費を減額する場合は、園メール等で連絡します。
- 3 0～2歳児の保育料について
4月10日（金）以降に欠席された場合、欠席日数に応じて保育料を減額し、減額が生じた場合は6月以降に調整します。なお、5月以降の保育料を減額する場合は、園メール等で連絡します。
- 4 4月入所決定児に係る育児休業復帰時期の延長について
従来は、5月5日までに育児休業を復帰されることが必要ですが、今回新型コロナウイルスにより育児休業復帰時期の延長を就労先に要請された人は、7月6日（月）までの復帰であれば在籍を可能とします。ただし、育休復帰までの間は、できるだけ家庭での保育をお願いします。

東近江市こども未来部 幼児課
TEL 0748-24-5647

この2か月間、ふたばこども園でも、感染リスクがあることを前提に、感染拡大の防止と子どもたちの命を守ることを最優先として取り組んでまいりました。

これまでは自粛協力依頼に留めていましたが、今般、国が発出した緊急事態宣言だけでなく、本県及び近隣の愛知県、京都府など感染者の増加に歯止めがかからない地域があり、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加など最悪の事態を回避するため、また園児の皆さんの安全・健康確保及び本園で働く職員の感染リスク軽減の観点から、**緊急事態宣言発出中は、保護者の皆様に対し最大限可能な限りの登園自粛**をどうかお願ひ申し上げます。

もちろん、両親共に仕事を休むことが困難な家庭など、施設利用が真に必要なご家庭の預かりは実施いたします。

ふたばこども園 TEL 0748-55-0113